

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 8 月 1 日現在における長野県飯田市及び下伊那郡内町村の行政区域（以下「南信州地域」又は「当地域」という。）とする。面積は、およそ 19.3 万 ha で大阪府や香川県より広く、その約 87%を森林が占め、耕地はわずか 4 %程度となっている。

南信州地域は、地域の一部に南アルプス国立公園、天竜奥三河国立公園、中央アルプス県立公園、天竜小洪水系県立公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地を含むため、「8 環境保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に記載する。

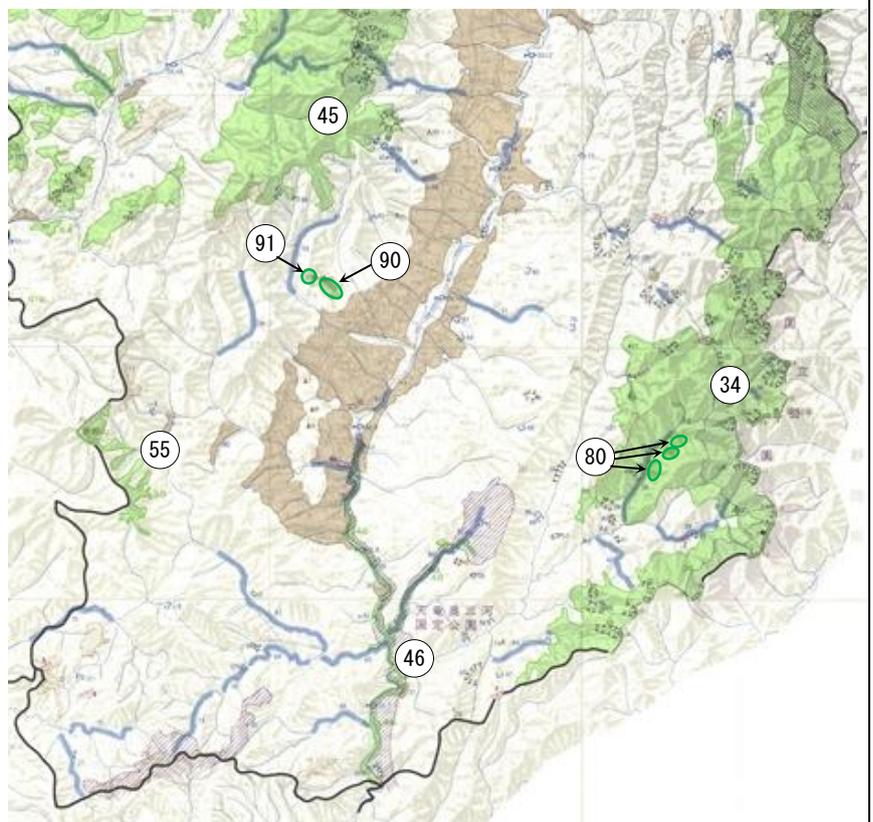
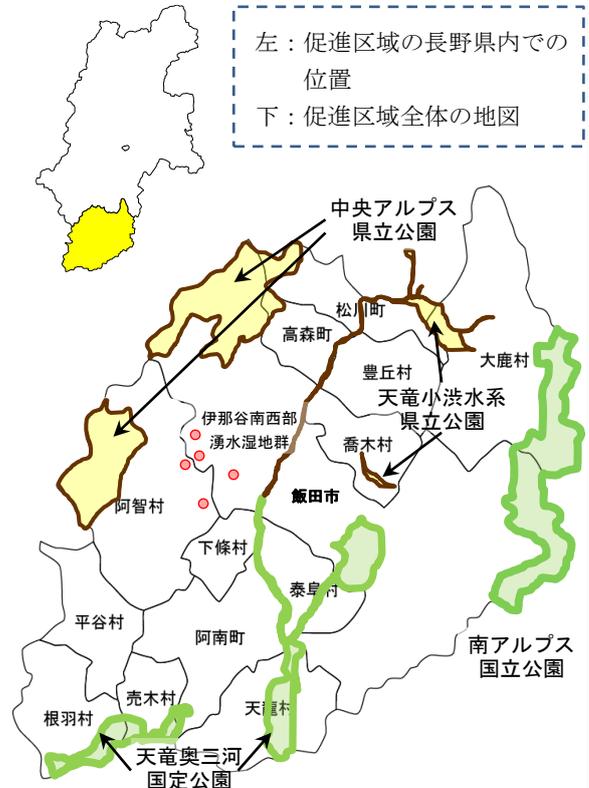
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は本促進区域には存在しない。

環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（南信州地域）

右図の緑色の地域が

特定植物群落

| | |
|----|--------------|
| 34 | 赤石山脈の自然植生 |
| 45 | 木曽山脈の自然植生 |
| 46 | 天竜川の暖帯林 |
| 55 | 恵那山の原生林 |
| 80 | 北又沢のヤシイテ群落 |
| 90 | 風越山のベニマンサク群落 |
| 91 | 風越山のブナ林 |



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

南信州地域は長野県の最南端に位置し、北部は長野県上伊那地域に隣接し、西部は木曾山脈（中央アルプス）を境界として長野県木曾郡、岐阜県東濃地域に接している。東部は赤石山脈（南アルプス）と接し、南部は天竜川下流に向かって静岡県遠州地域、愛知県三河地域と接するなど雄大な山々に囲まれ、景勝地が数多くあり水資源も豊富である。

中央を南北に流れる天竜川沿いに飯田市を中心とした平野部が広がり、市町村の境界や大字の間は峠や谷で隔てられているところが多い。地域内でも標高、気温、水系、特産物が異なるため様々な特徴を有している。行政機関は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の1市3町10村によって構成され、長野県の総合現地機関として「長野県南信州地域振興局」が設置されている。

産業の状況では、農業は、地形的には中山間傾斜地が多く、一戸当たりの耕地面積は80.2aと県平均113.4aより小規模なものの、温暖な気候と標高差を活かし多種多様な作物が生産されている。農業生産額は、果樹・畜産が全体の約5割を占めており、農産物の加工やグリーン・ツーリズム等、農業・農村資源を活用した取組も見られる。しかし、年々、就業者の高齢化が進んでおり、担い手の確保と育成が課題になっている。林業では当地域の森林率は約87%で、県平均の78%を大きく上回っており、林業の担い手の中核となる3つの森林組合を中心に間伐等の森林整備が進められている。林業生産額は約8.8億円となっており、マツタケなどが特産品となっている。

工業は、1事業所当たりの従業者数が30.9人と中小企業が圧倒的に多く、平成26年の製造品出荷額等3,902億円、従業員1人当たりの粗付加価値額は930万円となっている。当地域は、機械・電機・輸送系の部品・部材産業が集積しており、国内有数の工業地帯で自動車・航空機産業が集積する中京圏に近接し取引も多いことから、それに対応する高い技術力を有している。地場産業には水引、皮革、繊維、果実加工品、野菜加工品、凍り豆腐、味噌、醤油、菓子類、清酒など特色のある製品が多数あり、特に、水引、凍り豆腐、半生菓子、漬物は国内でも高いシェアを占めている。特徴ある農産物を活かした6次産業型の食品加工事業者が多数存在するのもこの地域の特徴である。

商業は、年間商品販売額2,817億円、商店数は1,442店となっており、大規模小売店舗は平成29年3月末現在で36店舗となっている。市町村別では飯田市が年間商品販売額全体の78%を占め、松川町、高森町を含めると92%となり、当地域全域が飯田市を中心とする第1次商圈に包括されている。

観光では、当地域への観光客数は延べ429万人（平成27年）で県外客が7割を占めており、日帰り客が8割を占める通過型の観光地となっている。スノーリゾートや温泉施設の他、最近では、星空、民俗芸能、農山村、伝統工芸等を活用したツーリズムの取組が活発になり滞在型観光も増加している。

交通インフラは、古くは、旧東山道が通り、現代は中央自動車道が地域を貫くなど主要幹線の経路に位置し、地域内に松川、飯田、園原、飯田山本の4つのICを有しており、地域中心部から東京圏へ3時間、中京圏へ2時間程度で結ぶなど企業立地に際して、優れた交通条件を有している。また、中央自動車道から分岐して、静岡県浜松市と愛知県を經由し新東名高速道路浜松いなさJCTへ接続する、高規格幹線道路「三遠南信自動車道」の整備が進められており、起点となる中央自動

車道飯田山本 I C と天龍峡 I C 間、7.2 km が平成 20 年に供用開始されている。今後、天龍峡 I C から龍江 I C（仮称）間が開通し、さらに、飯田東 I C（仮称）が開通することによって、中京・東海圏域のアクセス利便性は格段に向上し、新たな交流軸が形成されるものと大きく期待される。幹線道路では、中央自動車道と並行して国道 153 号、151 号が、その東側を 152 号が南北に通じ、国道 256 号が地域中央部を西に伸びて国道 19 号と接続し結んでいるほか、国道 418 号が地域南部を東西に通って国道 153 号、151 号、152 号を結ぶ道路ネットワークが形成され、着実に整備が進められており、広域的なアクセス、周辺地域とのアクセスにおける利便性の向上が図られている。

人口は、昭和 60 年の 18 万 763 人をピークに減少局面に入り、平成 29 年 4 月 1 日現在の推計人口は 15 万 8,683 人で、年齢 3 区分別人口は、年少人口（15 歳未満）2 万 976 人（13.2%）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）8 万 4,896 人（53.5%）、老年人口（65 歳以上）5 万 2,811 人（33.3%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）では、南信州地域の総人口は このまま減少を続け、平成 52 年には 13 万人を割り込むと推計している。年少人口と生産年齢人口割合は減少する一方、老年人口割合は増加し、平成 52 年には総人口の約 40% を占める見込みとなっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当地域の産業の付加価値額では、製造業が 31.2% と最も高いシェアを占めている。

機械・電機系製造業は、リーマンショック時に出荷額の急激な減少に加え、大手製造業の撤退などもあり地域経済・雇用に多大な影響を与えた。その経験から下請け型からの脱却を目指して、参入の障壁は高いものの将来的に成長が期待される航空・宇宙、メディカル・バイオ分野に取り組む企業が多数あり、地域の行政、支援機関が一体となって支援を行っている。

これら成長が期待される分野は、多品種少量生産の品目が多く、また、他地域での参入が相次いでいることから継続して利益の出る企業体制を構築することが同時に必要となる。当地域では精密な生産機械部品の加工・生産技術が蓄積されており、自動化機械やシステムとその部品を製造する企業も多いことから、これらの産業を同時に振興し、安定して成長する産業の構築を進めていく。

また、当地域は、前述の地域の特色から特徴的な農林畜産物が多数ある。地域の農産加工品を使った食品製造業は、売上高のほとんどが地域の付加価値として反映され、地域経済に与える影響が大きいことから、重点的な支援を行っていく。

伝統的産業の水引、皮革、繊維等は地域を支え発展の礎となってきた産業であり、ここ数年、地域の文化と合わせ新市場に展開する動きが活発化しており、地域として支援を行っていく。

観光面では、三遠南信自動車道の一部供用開始、新東名高速道の開通等により愛知県・静岡県からの観光客増加が見込まれる中で、地域の資源を見直した特徴ある観光資源が生まれてきており、積極的な観光情報発信・観光 PR を行い誘客促進に努めていく。

建設関係は、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の建設等の影響もあり、今後はさらに忙しい状況が見込まれていることから、地域経済への影響も期待され、効果を最大限取り込んでいく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

| | 現 状 | 計画終了後 | 増加率 |
|--------------------|-----|-----------|-----|
| 地域経済牽引事業による付加価値創出額 | — | 3,000 百万円 | |

(算定根拠)

促進区域の全産業付加価値額 (2,530 億円) の約 1.2% (内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」が示す中長期的な潜在成長率である 0.8%を上回る成長率として設定) にあたる 30 億円の増額を目標値とする。これは、平成 24 年経済センサスによる本県の 1 事業所あたりの付加価値額 (3,685 万円) が全国平均 (5,324 万円) を下回っていることから、その平均値に近づけ、さらに上回るためには、全国の成長率を上回る目標設定が必要と考え、設定したものである。

また、これは促進区域内の製造業の付加価値額 (790 億円) の約 3% に当たるなど地域経済に対するインパクトが大きい。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 3,685 万円 (長野県の 1 事業所あたり平均付加価値額 (経済センサス—活動調査 (平成 24 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 6% 増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6% 増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 10% 増加すること

なお、(2)、(3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

当地域では、地域経済牽引事業の実施が見込まれる事業者が地域内に分散していることから、農地転用の許可に係る配慮を必要とする区域、または、工場立地法の緑地面積要件の緩和を必要とする区域を基本として重点促進区域を設定する。設定区域は、別紙1のとおりとする。

なお、重点促進区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園については、存在しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその地域の特性を重点的に活用する分野

- ① 航空宇宙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 飯田メディカル・バイオクラスターなどメディカル・バイオ関連の知見を活用したヘルスケア分野
- ③ 精密加工組立技術を活用した先進的ものづくり分野
- ④ 南信州の気候、地理的特性などの自然環境を活用した農林畜産加工・地域商社分野
- ⑤ 山岳高原、天竜川水系、水引、農山村、農村歌舞伎などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑥ 水引・皮革・繊維等の生産技術を活用した地場産業の新市場開拓
- ⑦ リニア中央新幹線・三遠南信自動車道のインフラ需要を活用した建設・関連サービス分野
- ⑧ 豊富な日射量や森林資源など特徴ある自然環境を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

① 航空宇宙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

当地域では、平成18年に（公財）南信州・飯田産業センターにより飯田航空宇宙プロジェクトが設立され、プロジェクトマネージャーを務める松島信雄氏（地域活性化伝道師）のもと「共同受注」、「QMS（品質保証システム）」、「5軸加工ソフト」、「難削・難加工」の4つのワーキンググループが活動している。また、共同受注のWGからは、共同受注組織「エアロスペース飯田」が立ち上がっている。

プロジェクトの事務局を務める（公財）南信州・飯田産業センターは、さらに、地域内で航空宇宙部品の一貫生産体制を確立するため、航空宇宙産業クラスター拠点工場を平成26年に飯田市松尾に整備し、熱処理棟と表面処理棟の2棟を建設して多摩川パーツマニュファクチャリング（株）、エアロスペース飯田に貸与している。

また、当地域からは、平成26年6月、国際戦略総合特区として中京地域で指定を受けた「アジア No1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に、5市町村（飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村）が加えられ、同特区の推進協議会に34事業者が加わっている。

さらに、当地域では、旧県立飯田工業高校の跡地（飯田市座光寺）を活用し、産業支援の機能を集積した「新たな産業振興と人材育成の拠点」の整備が進められており、この拠点は、長野県が平成28年6月に策定した「航空機産業振興ビジョン」において、「アジアの航空機システム

拠点」を目指す位置づけられ、航空機産業の支援に特化した施設の整備も行われている。この拠点では、信州大学航空機システム共同研究講座が平成 29 年 4 月に開講し、航空機のシステム分野の研究開発、人材育成が行われており、運営面では信州大学航空機システム共同研究講座コンソーシアムが支援を行っている。また、長野県工業技術総合センターの航空機産業支援サテライトも設置され、集積に向けた支援が進められている。

世界的な航空機需要の増大により国内生産額の増加が確実視される中で、前述のとおり当地域では 10 年前から取組を開始している。企業の自律的な取組と行政等による支援体制も確立しており付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、成長ものづくり分野として推進する。

② 飯田メディカル・バイオクラスターなどメディカル・バイオ関連の知見を活用したヘルスケア分野

当地域では、将来の成長が期待される医療機器・機能性食品を中心としたメディカル・バイオ分野の集積に向けて、平成 25 年に飯田メディカル・バイオクラスターを設立し、地域の企業、行政、医療機関、農業団体等が連携して、健康医療産業の創出に取り組んできた。同クラスターは 34 の企業等が参画し、「食品系分科会」と「医療機器系分科会」の二つの分科会を設置して、それぞれの領域で新たな産業の育成を試みている。

食品関係では、輝山会記念病院と旭松食品(株)食品研究所の共同研究により、伝統食品である凍り豆腐の糖尿病予防・改善効果が論文で発表され、凍り豆腐を使用した新商品の開発が進められているほか、健和会病院の協力のもと摂食嚥下障害に対応する食品の研究開発なども行われている。また、近隣の飯田女子短期大学や信州大学農学部とも連携し、凍り豆腐の機能性や特産品の市田柿の機能性などについての研究も始まっている他、地域特産の市田柿の成分を活用した化粧品の開発なども地域の企業で行われている。さらに、伝統的な健康・発酵食品の勉強会「みそ大学」が始まり、地域内外の研究者を招いた講習を行っている。

医療機器関係では、地域内にある飯田市立病院と健和会病院からのニーズ説明会を開催し、治療用器具、誤嚥性肺炎予防器具やとろみ成分配合食品、リハビリ用の固定機器、計測機器等の試作開発が取り組まれているほか、歯科技工に関する学習会が行われている。

バイオ関係では、抗体製造を手掛ける企業の経営者などが中心となり、生命科学分野の研究・開発施設と、居住空間を同じ敷地内に設けた「科学者村(バイオビレッジ)」の整備が進められている。これらの分野でも、IoTやAIなどの先端技術の活用、導入が予想される。

健康・長寿へのニーズが増す中で、国内を代表する長寿地域で豊かな自然環境から健康のイメージが強い長野県及び当地域においては、企業と支援機関によるこれまでの取組もあり多くの知見が生まれている。この知見を活用した新製品・サービスを地域外市場に展開することで付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、ヘルスケア分野として推進する。

③ 精密加工組立技術を活用した先進的ものづくり分野

当地域では、精密機械加工、樹脂成形、電気・電子部品の設計組立などを行う加工組立型業種が工業出荷額の約 69%を占めており、大きな集積地を形成している。また、当地は加工組立型の企業約 100 社で構成する共同受注組織「NESUC-IIDA(ネスクイダ)」が 20 年前

から活動しており、企業間の事業連携や地域内の取引も活発に行われている。

これらの企業はその精密加工組立技術を活用して、IoTを搭載した生産機械装置、EV等の次世代自動車、高度空調設備などの生活関連機器、高度なセンサ類を搭載した時計、先端の情報通信機器、高精度光学機器、楽器、加工作業や輸送作業を軽減する業務用機器といった先進的なものづくり分野への展開に取り組んでおり、当地域の経済を牽引する重要な柱となっている。

また、地域企業が使用する生産機械装置の部品は当地域で製造されたものが多数あり、例えば、需要が拡大しているロボットアームに使われるサーボモータ、エンコーダ、スリットガラス、負作動ブレーキ、減速機、ロボットアームシステムは当地域内で開発や製造が行なわれており、地域の付加価値向上にもつながっている。ロボットアームに代表される省力化機械の需要は、国内のみならず人件費の高騰が進む中国等のアジア地域でも需要が拡大している。

これらの需要は増大しており、この需要を当地域で最もボリュームゾーンの大きい業種に取り込んでいくことで付加価値の向上が期待できることから、県と市町村は、先進的なものづくり分野として推進する。

④ 南信州の気候、地理的特性などの自然環境を活用した農林畜産加工・地域商社分野

当地域は、中央アルプスと南アルプス山系の高い山々に囲まれ、風越山の麓から湧出する猿庫（さくら）の泉は名水百選に、遠山郷に湧出する観音霊水は平成の名水百選に選ばれるなど清涼な水資源に恵まれている。また、内陸に位置しているため、月の平均最高気温と最低気温の差が年間を通じておおむね10℃以上あり昼夜の寒暖差が大きい特有の気候となっている。

この水資源や特有の気候を活かして、トマト、きゅうり、なす、根菜類等の野菜や、りんご、梨、柿、ぶどう、いちご、桃、ブルーベリーといった果実の生産が盛んで農産物産出額の約44%を占めている。特にりんごは、飯田市の中心市街地にりんご並木が整備され、「りんごん」という夏祭りが開催されるなど文化としても定着している。

また、山々からとれる山菜、きのこ、たけのこ、山塩、ジビエ等の食材も豊富で、特にマツタケは全県生産量の約30%を占める特産品である。加えて間伐材等の木材は、高品質な製材品として加工され建築部材として利用されるほか、木質ペレットとしても利用されている。特に森林管理認証及び流通・加工認証の取得により持続可能な森林経営及びそこから生産された加工品等を区分することで、より確かな製品等を消費者に提供する動きが当地域でも広がっている。

また、当地域は、これら農林畜産物を加工した飲料、漬物、惣菜、菓子、ジャム、食肉加工品等の食品加工業があり、6次産業化が進んでいる。加えて、城下町の時代から続く生菓子、半生菓子、最中種、五平もちの生産や、信州伝統の味噌、醤油、清酒等の発酵食品、凍り豆腐、干し柿等の乾燥食品の製造も盛んである。

最近では、さらに地域特性を活用し、特産のぶどうやりんごを使ったワインやシードルの製造、半生菓子の技術を応用したドライフルーツの製造、北限とされる孟宗竹のたけのこを使った国産メンマ、果実を使った食酢、南部特産の柚子を使った菓子などの新製品が多数生まれている。特産の市田柿はGI（地理的表示保護制度）の登録を受け、地元JAや地域商社など約30

の企業団体が中心となり県外、海外への市場拡大を進めているほか、市田柿を使ったミルフィーユやかりんとう、ヨーグルト等の加工品も生まれている。ここ数年の特徴的な活動では、シードルの振興団体が地域内で立ち上がり、海外から専門家を招くなど精力的な活動が見られ、醸造所も増加してきている。

特に、特産の半生菓子やジュースの加工では、量産機械の導入により工場を増設・拡張・合理化し、大きな雇用を生む企業や自社製品のアンテナショップや土産物店を主要道路沿いや観光地に出店する企業もあらわれている。また、レストランなどの外食産業の需要に応じて、カット野菜やカットフルーツの加工を行う企業も増えている。

これらの魅力のある農林畜産物・加工品のブランド化を推し進めながら、長野県の南の玄関口としての地理的利点を生かして、中京圏をはじめとする大都市圏への提案が盛んに行われている。地域の行政、商工団体、金融機関が連携し、地元での展示商談会や県外でのキャラバン型商談会を開催しているほか、ここで積んだ経験をもとにステップアップして、大都市圏の大型展示商談会であるスーパーマーケット・トレードショーやフーデックス・ジャパンなどに出展する企業も出てきている。

このほか特徴的な動きとして、自社の商品に合わせ、地域の他社の製品を販売する地域商社の機能を有する企業も出てきており、地域全体の売上高向上にも寄与している。加えて、地域内には買物弱者対策と地域の特産品の発信をする共同店舗や公営スーパーのような小さな拠点づくりの構想もあり、地域を発展させる取組として期待される。

さらに、当地域に豊富にある木材等を活用して生成・開発される新素材セルロースナノファイバーの産業化も期待されている。なお、この分野の第一人者と言われる京都大学生存圏研究所 教授の矢野浩之氏は当地域の出身である。

地域の農林畜産物を活用した食品・販売は、金額的には機械系工業に及ばないものの、原料から販売まで売り上げのほとんどが地域の付加価値となるため貢献度が大きく、加えて、魅力的な食品は地域に人を呼び込む観光資源になるという相乗効果もあることから、県と市町村は、農林畜産加工・地域商社分野として推進する。

⑤ 山岳高原、天竜川水系、水引、農山村、農村歌舞伎などの観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

当地域は、長野県の中でも特に急峻な地形が多く、天竜川の渓谷である天龍峡は古くからの景勝地として観光客が訪れ、天竜川の川下り舟が人気を集め、最近では「ジオパーク・エコパーク」の学習体験やラフティング等の観光体験も行われている。また、天竜川支流の多様な渓谷でのフィッシングや、南アルプス山系の登山、高原のトレッキングやキャンプ等のアウトドアスポーツや避暑型のゴルフが盛んであり、フィッシング用の釣竿やクーラーボックス、ゴルフクラブ等のスポーツ用品を製造する企業も地域に存在している。また、緯度的には東京都内と変わらない位置にありながら、標高千メートル級の高原が複数あり、冬季には、スキー、スノーボードなどのウィンタースポーツ施設もあるため、隣接する愛知県、静岡県等の東海地方から観光客も多く、地域全体では年間約430万人の観光客が訪れている。

当地域は、古来より神楽、盆踊り、人形芝居、農村歌舞伎、獅子舞等の民俗芸能が各地に点在し、国の重要無形民俗文化財にも多数の指定を受けるなど民俗芸能の宝庫と呼ばれており、

「大鹿歌舞伎」のように映画の題材に取り上げられる芸能も出てきており、地域に根ざした観光資源としても注目がされている。

地域南部は特に急峻な地形となっているが、南北に通過するJR飯田線は絶景が続き、人里から離れた複数の駅は「秘境駅」と呼ばれており、JRでは秘境駅号という電車を走らせ、人気の観光地となっている。歴史的には、井伊直虎の許嫁の亀之丞や、後醍醐天皇の第八皇子宗良（むねよし）親王の隠れ里、武田信玄の終焉の地と言われる長岳寺があるなど歴史ファンには興味深い地域も多く、満蒙開拓の歴史を紹介する記念館も設置されている。

小規模な観光地（観光資源）が分散し、通過・日帰りの観光客が多い中で、ここ数年、阿智村のヘブンスそのはらスキー場のゴンドラ施設を活用して、春から秋のシーズンに星空ナイトツアーが行われている。高速道路のインターチェンジに近接していること、ゴンドラを使って高原まで一気に上がれること、近くに温泉地があるという好条件が揃っており、東京キー局の番組で全国に紹介されたことから、ここ数年で一大観光拠点に成長してきた。このイベントは、当地域最大の観光宿泊地である昼神温泉の滞在型観光にも大きく寄与している。また、この昼神温泉の周辺は、年々交通網が整備されてきており、インバウンド観光客が多数訪れる木曾の妻籠宿や、遊歩道、休憩設備、新大橋等の整備が進む名勝の天龍峡、観光型レストランが立地する飯田市 川路エリアとのアクセスが向上し、これらを結ぶルート型観光も始まっている。

さらに、当地域では、グリーン・ツーリズムの一環として、豊かな自然や特色ある農林業、生活文化を活かし農業や農村について、本物の「体験」「収穫」「学ぶ」という都市農村交流活動が活発に行われている。様々な体験メニューを提供する(株)南信州観光公社が中心となり、農家に泊まり実施する「感動体験 南信州体験プログラム」のような農林業体験などを行う体験教育旅行が行われており、インバウンドでの民泊も増えてきている。特に農産物は、りんご、桃、梨、いちご、ぶどう、ブルーベリー、さくらんぼ等の多彩な農園があり、収穫型観光が行われている。また、当地域の伝統工芸品である水引の芸術作品の展示や、水引製品の販売を行う観光型ドライブインが複数立地し、観光バスや個人の旅行客が立ち寄る観光拠点となるなど、地場産業と連携した観光も行われ、地域の特産品の売上向上などの相乗効果も出ている。

また、当地域は公民館活動が盛んで地域住民の学びの場として活用されており、文化意識も高く、多くの文化的なイベントも創出されている。これらの活動や豊富な地域資源をSNSや情報端末等のICTを活用して発信したり、コンテンツ等を活用した情報サービス、教育サービス、イベント運営サービスなどの産業として発展していくことが期待されている。

こうした地域の特徴を最大限に生かした取組は、地域の工夫、努力、熱意により大きく発展し、付加価値の向上が期待できる分野であり、地域の知名度向上などの副次的効果も期待されることから、県と市町村は、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野として推進する。

⑥ 水引・皮革・繊維等の生産技術を活用した地場産業の新市場開拓

当地域は、国内の約40%のシェアを占め、県の伝統的工芸品にも指定されている水引の産地であり、他にも皮革産業、繊維産業などで伝統的な生産技術が地域に蓄積されている。これらの産業は、その技術や人材が多くの業界に影響を与えた地域の礎となった産業である一方で、大量生産品による代替や、発展途上国からの輸入品との競争にもさらされながら、伝統の技術、品質を守ってきた産業である。

伝統の水引は、平成 26 年に長野県の優れた製品等のブランドを表彰する信州ブランドアワードで長野県知事賞を受賞しており、現在、地域で様々な用途開発にかかる研究やコンテストなどが開催される中で、装飾品としての可能性も高まってきている。昨年度は、水引の卸製造業を中心に 飯田商工会議所の協力を得て、デザイナーと連携した装飾アクセサリーの発表が、東京都の展示場「ポーラ・ザ・ビューティー」で行われた。本年度はフランス・パリで開催されたジャパンエキスポでも発表しており、今後、装飾品としてのニーズの拡大が期待される。この他にも、ブローチ、髪飾り等の装飾分野の新商品が生まれており、観光との連携にも期待がかかる。また、水引を使った正月飾りでは、材料のわらを地域内で調達し、地域ブランドとして展開する取組もみられる。

同じ紙製品ではデザインや輸送用途に応じた多様な梱包用パッケージが開発・製造されており、需要拡大とともに成長している。

革製品では、ランドセル用本革など全国の 70 パーセントのシェアを持つなどの特徴がある。また、高級自動車のシート等にも使われており、需要が拡大する航空機の高級クラスの座席など新たな需要拡大も期待されている。また、鹿の鳥獣害対策等により、鹿皮の用途開発が始まり、鹿皮で作った名札入れなどは、行政機関にも採用され普及してきている。

繊維関係では、伝統的な紬のほか、服の縫製を行う企業があるが、最近では、介護・福祉用途として、特殊な脱臭抗菌繊維を使った製品の開発も行われるなど、新市場への展開が行われている。また、伝統的な地場産品は、高速道路を運営する N E X C O グループからも注目され、同 グループの企業が運営する県内外のサービスエリアでの販売が行われるなど、観光土産品としても利用されている。

こうした地域に長く残る生産技術を生かしながら新市場を開拓していくことは、地域の付加価値を維持・向上していく上で重要な取組の一つであることから、県と市町村は、地場産業の新市場開拓として推進する。

⑦ リニア中央新幹線・三遠南信自動車道のインフラ需要を活用した建設・関連サービス分野

当地域と他地域、また、地域内の市町村や集落の境界は、全国でも有数の急峻な山や谷があり、その間を結ぶ道路建設や安全確保のための土留め、落石防止工事などを行う建設産業が集積しており、製造業に次ぐ高い付加価値を生んでいる。最近では、国土交通省が推奨する i-construction により、ドローンや 3 D スキャナなどの先端機器を導入する企業も出てきており、特に急峻な 地形、人が入れないエリアの測量などで効果を発揮している。こうした企業は、当地域を通過 するリニア中央新幹線と三遠南信自動車道の整備でも重要な役割を果たしている。

当地域にリニア中央新幹線が開通し新駅が設置されると、首都圏、中京圏との時間距離が大幅に短縮される。当地域は、平成 21 年に全国に先駆けて定住自立圏形成協定を行った地域であり、これまでも、移住・定住・二地域居住に向けた取組や支援が重点的に行われきている中で、高速交通網の整備により大自然と都会とのアクセスを両立する地域として注目が集まれば、都内に 月数回から週数回通えばよいテレワーク型勤務のサラリーマンや、軽井沢高原に集まるような 文筆業、デザイナー、I C T 関連のソフト技術者等の創造的な活動を行う事業者が活動拠点を 作る可能性がさらに高まってくる。また、こうした方々に事務所や生活環境を提供

する建築業に加えて、現在 500 強の事業所が集積する不動産・賃貸業など建築関連サービスや小売・卸売業の需要増加も見込まれる。

加えて、その交通利便性と高い山々に囲まれ、台風や津波等の被害が少なく地盤が強固という利点から、大都市機能の補完や、リスク分散用のバックアップ機能が期待され、事務所やデータセンターの移転やコンベンション施設、スポーツアリーナ等の大型施設の建設も期待される。

こうした交通インフラ整備にあわせ、拡大する需要を取り込んでいくことは、地域の活性化、人材・企業の誘致、産業の付加価値の向上に高く貢献することが見込まれることから、県と市町村は、建設・関連サービス分野として推進する。

⑧ 豊富な日射量や森林資源など特徴ある自然環境を活用した環境・エネルギー分野

当地域は、住民、企業、行政が一体となった環境活動が盛んな地域で、1997 年に「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」が立ち上がるなど環境 ISO の認証取得を地域で推進してきた。加えて、簡易版の環境認証制度「南信州いいむす 21」制度が作られ、多くの企業が環境負荷低減に関わっている。

また、当地域は、内陸性気候で平野部は日照時間も 2,100 時間程度と長く、面積の約 87% を占める豊富な森林資源を有するとともに、天竜川支流の小渋川、片桐松川、阿智川、和知野川、飯田松川、遠山川など急峻な河川が多数流れている。この太陽光、太陽熱、小水力、バイオマスのエネルギーを有効に活用した発電事業や、発電装置・部品の製造開発、関連ビジネスへの展開に取り組む企業が増加しているほか、資源のリサイクル等の事業も行われている。森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーによる発電事業については、具体的な計画が検討されている。

これらの取組は、需要が拡大する有望な産業分野であるとともに、当地域が先進的に取り組んできた低炭素な暮らしや企業の環境活動と方向性も同じであり、付加価値の向上も期待できることから、県と市町村は、環境・エネルギー分野として推進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進するために適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう一定の要件を課した上で、固定資産税、不動産取得税の減税措置に関する条例の制定、または、現行の条例の活用について検討する。

② 地方創生関係施策

平成 29 年度地方創生推進交付金(2 次公募: 応募予定)を活用し、成長ものづくり分野の航空宇宙関連産業において、生産技術の向上や受注拡大に向けた支援人材を確保や、航空宇宙関連産業に付随する食品分野の研究、航空機システム分野の技術力の向上や受注拡大を図る。

平成 30 年度以降も交付金を活用し、成長ものづくり分野の航空宇宙関連産業において、人材育成に向けた支援や拠点施設の試験研究機能の強化などを行っていく。

平成 30 年度以降交付金等を適宜活用し、ヘルスケア分野、先進的のものづくり分野及び農林畜産加工・地域商社分野において、人材育成などの支援機能の強化を行っていく。

平成 30 年度以降交付金等の活用も視野に入れながら、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、地場産業の新市場開拓、建設・関連サービス分野、環境・エネルギー分野において、設備投資や販路開拓等の支援を行っていく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備 (公共データの民間公開に関する事項等)

① 産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報についてインターネットで公表するなど、必要な人が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

② 公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試が保有している情報であって資料として開示している情報について提供を行うとともに、その活用方法について助言を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 別紙 2 のとおり相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合、県庁、県南信州地域振興局、市役所、町村役場が連携して対応を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① (公財)南信州・飯田産業センター等の強化

(公財)南信州・飯田産業センター等の支援機関の機能強化を図るために、地域企業が共同利用できる高度試験研究機器の導入、事業・産業集積の手法や事業承継なども含めた幅広い分野における専門家の配置や各種相談窓口の設置など、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充を実施する。

② インフラの整備

飯田市の三遠南信自動車道龍江 I C (仮称) 付近に産業団地を整備する。

また、産業団地等にアクセスする国県道の整備促進を図る。その際、他県と連携してさらなる産業振興の活性化を図るため、広域的な地域活性化基盤整備計画との連携も併せて検討する。

(6) 実施スケジュール

| 取組事項 | 平成 29 年度 (初年度) | 平成 30 年度～平成 33 年度 | 令和 4 年度～令和 5 年度 (最終年度) |
|-----------------------|----------------|-------------------|------------------------|
| 【制度の整備】 | | | |
| ①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設 | 制度検討 | 運用 | 運用 |

| | | | |
|---|----------------------|------------|----|
| ②地方創生推進交付金を活用した航空機産業等の生産技術向上及び人材育成・拠点整備 | 10月交付金申請 1～2月事業実施 | 交付金申請、事業実施 | 運用 |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| ①産業用地情報の逐次開示 | 調整・整備 | 運用 | 運用 |
| ②公設試験場が有する研究成果、知的財産等の情報提供 | 調整・整備 | 運用 | 運用 |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| ① 相談窓口の設置 | 設置 | 運用 | 運用 |
| 【その他】 | | | |
| ①（公財）南信州・飯田産業センター等の強化 | 支援機能拡充 | 運用 | 運用 |
| ② インフラの整備 | 事業調整、調査等 | 産業用地一部分譲 | |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（1）支援の事業の方向性

当地域では、地域ぐるみで産業振興を行っており、昭和59年には、長野県、市町村及び産業界が一体となって第三セクター方式で財団法人飯伊地域地場産業振興センター（現在の（公財）南信州・飯田産業センター）が設立された。

また、長野県において、平成24年3月に策定した「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」において、成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」の3分野と「アジア新興市場」「先進国の需要が拡大する市場」の2つの市場への積極的な展開を推進している。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、長野県、市町村が、（公財）南信州・飯田産業センターなどの支援機関と連携して支援を行う。個々の対応については、事業者の要望に沿いながら必要に応じて支援計画を作成し支援を行っていく。

（2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①（公財）南信州・飯田産業センター

本地域の産業振興を目的に、施設賃貸、人材育成、販路開拓、技術指導、検査・分析、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。次の2つのセンターが付属しており、企業の基礎研究や検査・試験・解析の促進、企業間の共同研究・共同受注の場作りなど、地域の製造業支援に不可欠な役割を果たしている。

- a. 工業技術センター（有機・無機分析、顕微鏡観察、電気計器、測定機器の較正を実施。地域の事業者向けに、試験・研究設備の利用料を安くするなど、地域の研究拠点となっている。）
- b. EMCセンター（電磁環境適合性に対する試験ができる県内では数少ない施設である他、先端技術研究向けの機器を多数設置している。地域の中心産業である精密機械加工分野などにおいて、基礎研究の重要な基盤となっている。また、解析・分析に関する専門人材を配置し、研究結果を効率的に事業化に結び付けられるような体制を構築している。）

② 信州大学 南信州・飯田サテライトキャンパス

平成29年度に航空機システム共同研究講座を設置し、高度専門人材の育成を行っている。

また、平成 17 年度から電気機器関連の製造分野の社会人向けの講習を行っている。

③ 飯田産業技術大学

地元中小企業の人材を対象に、働きながら学べる基礎・高度技術や経営教育を実施するバーチャル大学で、信州大学工学部・諏訪東京理科大学・飯田技術専門校等から講師の派遣を受けている。

④ (公財)長野県中小企業振興センター

創業サポート、専門家派遣、視察・セミナーを通じた経営支援及び生産財、消費財の販路開拓支援、海外展開支援など地域の中小企業を支援する諸事業を行っている。

⑤ 長野県工業技術総合センター(精密・電子・航空技術部門 航空機産業支援サテライト)

平成 29 年度に設置され、長野県工業技術総合センター職員が常駐している。航空機産業への参入を目指す企業からの相談や、技術面での課題解決、開発支援を行っている。

⑥ 飯田商工会議所・長野県商工会連合会南信州支部

本地域には、飯田商工会議所(飯田市)と町村に 13ヶ所の商工会が設置されている。本地域の経済団体として、地域づくりや商工業の振興・発展を目的とした組織で、中小企業対策として各種講演・講習会の開催や金融・税務・経理・労働・創業支援などの経営相談などの幅広いニーズに対応し、経営能率の向上に資する人材の育成支援などを行っている。

⑦ 飯田市新事業創出支援協議会(I-Port)

行政、金融機関、支援機関が連携して、創業者に寄り添った助言や具体的な支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、長野県環境部との調整を行ったうえで策定したものであり、また、国立公園内において地域経済牽引事業計画を承認する際には地方環境事務所と調整を図ることとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、長野県環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生

防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は、河岸段丘や盆地地形であることから、住民生活とともに企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害・土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進するとともに、犯罪及び事故防止のため、住民の理解を得ながら以下のような取り組みについても推進する。

- ・企業の事業所付近、特に車両出入口、交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。
- ・交通事故防止等のため、ガードレール設置、街路灯の設置、歩道の確保など、交通安全対策を進めていく。
- ・冬期間、山間部の道路凍結による事故を防ぐため、除雪、凍結防止に努める。
- ・地域の安全活動を推進するため、警察、自治体、防犯協会等関係機関と連携し、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、活動に必要な物品、場所等を提供するなどの支援・協力を努める。
- ・犯罪又は事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- ・防犯意識向上の啓発及び防犯カメラや防犯性の高い施設等防犯設備の充実を求めていく。
- ・犯罪が起きにくい防犯性の高い道路、公園等の整備普及を図る。

(3) その他

① P D C A体制の整備

地域の行政・支援機関・産業団体の代表者が集う会議体（南信州・飯田産業センター理事会）を活用しながら、有識者による評価（基本計画の進捗状況の把握、効果の検証、計画変更の検討など）を年1回行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

【重点促進区域3】

(農地) 高森町下市田

3020-1、3020-2、3022-1、3023-1、3023-2、3023-3、3023-4、3024、3025-1、3025-2、3025-3、3026-1、3026-2、3031-1、3032-1、3032-2、3032-3、3040-1、3040-2、3040-3、3041-1、3041-2、3049-1、3049-2、3049-3、3049-4、3049-5、3049-6、3050-1、3050-2、3050-3、3050-4、3051-1、3051-2、3051-3、3052-1、3052-2、3052-3、3058、3059-1、3059-2、3059-3、3059-4、3060-1、3060-2、3060-3、3060-4、3061-1、3061-2、3061-3

【重点促進区域5】

(農地) 喬木村阿島

5110-2、5110-4、5110-6、5110-13、5110-15、5110-16、5110-17、5110-18、5110-19、5110-20、5110-21、5110-22、5110-23、5110-24、5110-25、5110-26、5110-28、5110-29、5110-30、5110-31、5110-32、5110-33、5110-34、5110-35、5110-

36、5110-37、5110-38、5110-39、5110-40、5110-42、5110-43、5110-44、5110-45、5110-46、5110-47、5110-48、5110-49、5110-50、5110-51、5110-52、5110-53、5110-54、5110-55、5110-56、5110-57、5110-58、5110-59、5110-60、5110-61、5110-62、5110-63、5110-64、5110-65、5110-66、5110-67、5110-70、5110-71、5110-72、5110-73、5110-74、5110-75、5110-76、5110-87、5110-119、5110-120、5110-121、5148-2、5148-3、5149-3、5151-3、6491-23、6491-24、6491-25、6491-26、6491-27、6491-28、6491-29、6491-30、6491-31、6491-32、6491-33、6491-34、6491-35、6491-36、6491-37、6491-38、6491-39、6491-40、6491-41、6491-42、6491-44、6491-45、6491-46、6491-47、6491-48、6491-49、6491-50、6491-51、6491-52、6491-53、6491-54、6491-55、6491-56、6491-57、6491-58、6491-59、6491-60、6491-61、6491-62、6491-63、6491-64、6491-98

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域3】

地区内における公共施設の整備は予定されていない。

【重点促進区域5】

地区内における公共施設の整備は予定されていない。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域3及び5】重点促進区域の区域内においては、今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。なお、区域の設定に当たっては、既存の工場団地、業務用地、遊休地、市街化区域の活用についても検討したが、対応できるところがないことから選定している。

(他計画との調和等)

【重点促進区域3及び5】

農用地区域として重点促進区域に設定された高森町下市田及び喬木村阿島の指定番地については、リニア中央新幹線のガイドウェイ製造施設として利用される予定であり、高森町の農業振興地域整備計画において、公共的利用に当たる区域、喬木村農業振興地域整備計画において経済事情等の変化に伴う土地需要に対応する区域として、計画の改訂を予定しており、これにより本計画との調和も図られるものである。

なお、これらの区域は、高森町農業振興地域整備計画の設定方針にある公共的利用に当たる区域、喬木村農業振興地域整備計画の設定方針にある経済事情等の変化に伴う土地需要に対応する区域としている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含め

る場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外の地域を優先的に設定することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、農業振興地域整備計画の農用地区域の設定状況を踏まえて、集団的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより高性能機械による営農に支障が生じる場合や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合は、そうした土地を避けて設定すること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域を設定するに当たっては、見込まれる事業用地の面積を踏まえて、必要最小限の区域を設定すること。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

土地利用調整区域を設定するに当たって、面的整備事業を実施した農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、設定しないこと。

⑤ 農地中間管理機構の取組に支障が生じないようにすること

- ・ 農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと
- ・ 農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

当地域において、市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）